

長野県須坂看護専門学校管理運営規程（抜粋）

第5章 単位認定及び卒業

（学力試験及び単位認定）

第17条 学力試験は、日時を決めて行う。

- 2 各科目の定める時間数の3分の1を超えて欠席した者には、その受験資格を認めない。ただし、第22条に定める補習を受けた者は、この限りではない。
- 3 学力試験の成績は、次の基準により評定する。基礎分野及び専門基礎分野は、100点満点の60%以上を合格とし、単位を認定する。専門分野Ⅰ・専門分野Ⅱ・統合分野は100点満点の70%以上を合格とし、単位を認定する。

【基礎分野及び専門基礎分野】

評価	取得点数
優	80点以上
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満
不可	60点未満

【専門分野Ⅰ・専門分野Ⅱ・統合分野】

評価	取得点数
優	85点以上
良	75点以上 85点未満
可	70点以上 75点未満
不可	70点未満

（再試験）

第18条 合格に達しない科目については、再試験を行う。（口述試験、レポート又は実技を含む。）

- 2 再試験は原則として1回限りとし、試験結果の返却後、担当講師または担任に再試験願（様式第15号）により3日以内に願い出なければならない。
- 3 再試験の成績は、基礎分野及び専門基礎分野は60点、専門分野Ⅰ・専門分野Ⅱ・統合分野は70点が最高点となる。
- 4 再試験が合格しなかった者については、その扱いについて担当講師が決定し、必要時講師会議で協議するものとする。
- 5 試験を受験した学生の50%以上が合格点に達しない試験については、全員が改めて試験を受験し再試験とはしない。

（追試験）

第19条 疾病その他のやむを得ない事由により受験できないときは、事由がわかる証明書類を提出し、追試験を行う。なお追試験の採点は、得点の90%とする。

- 2 追試験を受ける場合は、事由がなくなり次第、追試験願（様式第16号）により願い出なければならない。
- 3 受験できない理由が前項によるものであるか判断が難しい場合は、講師会議で協議する。

(不正行為)

第20条 試験中に学生の不正行為を発見した場合、ただちに試験監督者はその学生の答案を回収し、退室させる。なお、その答案は0点とし、その学年における単位の認定は認めない。

2 試験後に発覚した場合も、第1項に準じる。すでに認定したものについては、認定を取り消すものとする。

(実習成績単位認定及び先修要件)

第21条 各看護学実習の定める時間数の5分の1を超えて欠席した者は評定できない。ただし、第22条に定める補習を受けた者は、この限りではない。

2 実習成績は、各実習の評価表に基づき次の基準により評定する。100点満点の70点以上を合格とし、単位を認定する。

評価	取得点数
優	85点以上
良	75点以上 85点未満
可	70点以上 75点未満
不可	70点未満

3 各看護学実習については、基礎看護学実習の単位を修得した後に、履修するものとする。

4 統合実習は、すべての実習の単位習得した後に、履修するものとする。

5 各看護学実習での不認定科目が生じた場合、次年度以降に再履修するものとする。

(補習)

第22条 講義(または演習)については定める時間数の3分の1を超えて欠席した者で、第12条第4項に該当する者は補習を受けることができる。

2 実習については定める時間数の5分の1を超えて欠席した者で、第12条第4項に該当する者は補習を受けることができる。

3 必要な期間の実習を行った上で、内容が伴わないものについては単位不認定とする。

4 補習は、原則として課外時間に行うものとする。

5 講義における補習のあり方は、講師と相談のうえ教務会議等で検討し、行うものとする。

6 実習における補習のあり方は、次のとおりとする。

(1) 補習を受けることができる者

欠席が規定時間の1/5以上でその理由が次の各事項に該当し、校長がやむを得ないと認めた者

該当事項

ア 近親者の死亡のため欠席した場合(二親等以内)

イ 病気により欠席した場合

ウ 災害(交通機関の事故等)により欠席した場合

エ その他、校長がやむを得ないと認めた場合

(2) 手続き

補習実習対象者は、所定の様式に記入し校長の許可を受ける。

(3) 実施時間、日時、時間数

① 原則として休業期間中に実施する。

② 日時、実習場所は学校の指示に従う。

③ 補習時間数は次の基準による。

ア 出席時間の不足に伴う内容不足
内容に応じて、1日単位として行う。

イ 出席時間不足（単位認定可能であるが、実習時間のみが不足している場合）

1～7.5時間の場合は7.5時間

7.5時間以上は上記に準じて行う。